

業務内容・入札契約方式別 審査一覧表

平成25年5月23日 常陸河川国道事務所 総合評価審査分科会

業務名	業務内容	入札契約方式	評価方法 (評価項目、評価基準及び 得点配点等)	技術提案の評価審査	契約日
H25日立バイパス道路 設計検討業務	国道6号日立バイパス事業箇所 における護岸構造の検討を行 い、検討結果を反映した道路及 び橋梁設計	プロポーザル方式	入札説明書における「技術提案 書の提出者を選定するための基 準」及び「技術提案書を特定す るための基準」のとおり	プロポーザル評価表のとおり	平成25年6 月19日
平成25年度単価契約常 陸河川国道事務所不動 産鑑定評価業務(河川事 業その1～3、道路事業 その1～5)	常陸河川国道事務所が用地買 収等のために必要となる評価対 象地域内の標準地等の鑑定評 価及び鑑定評価書(意見書等 を含む)の作成並びにこれらに付 随する諸業務	企画競争方式	「企画提案書を特定するための 基準」のとおり	企画競争評価表のとおり	平成25年6 月17日

## H25日立バイパス道路設計検討業務説明書

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

本業務は、国道6号日立バイパス事業箇所における護岸構造の検討を行い、検討結果を反映した道路及び橋梁設計を行うものである。

#### (2) 業務内容

- ・ 道路予備設計 (B) 1式
- ・ 橋梁予備設計 1式
- ・ 護岸構造の検討 1式
- ・ 協議用資料作成 1式

本業務において、技術提案を求めるテーマは以下に示す事項とする。

- 1) 海岸地域における波浪等に対する安全性及び経済性を考慮した道路計画を検討する上での留意点について

#### (3) 業務の打合せは全7回とする。

#### (4) 本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条1項に示す通りとする。

#### (5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

#### (6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書(電子媒体) 2部
- ・ その他調査職員の指示するもの

#### (7) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

平成25年6月下旬 ~ 平成26年3月20日

#### (8) 電子入札

本業務は、資料の提出等を電子入札システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

- 1) 受付窓口：関東地方整備局 常陸河川国道事務所経理課契約係

住所 〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

TEL：029-240-4062

FAX：029-240-4081

- 2) 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。

ただし、最終日は12時00分までとする。

- 3) 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに

影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

以下、本業務説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(9) その他

1) 本業務の契約書(案)及び特記仕様書(案)は別添-1、2のとおりである。

2) 担当部局

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1962-2

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所経理課契約係

電話：029-240-4062

FAX：029-240-4081

電子メール：[hitachi-keiyaku@ktr.mlit.go.jp](mailto:hitachi-keiyaku@ktr.mlit.go.jp)

(10) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

ア) 単体企業

- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度、「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ・ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ) 設計共同体

上記ア) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年3月28日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からH25日立バイパス道路設計検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

2) 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) 下記に示される同種又は類似業務について、平成14年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務（再委託による業務及び国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務の実績は含まない)において1件以上（設計共同体の場合は、構成員を含む全ての者について1件以上）の実績を有していなければならない。

- ・ 同種業務：同一業務内で道路予備設計および海岸護岸、波浪検討を行った業務
- ・ 類似業務：同一業務内で道路予備設計および海岸護岸検討を行った業務

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）

（注1）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

また、国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

（注2）「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3）「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(注4) 「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

(注5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

4) 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点以上、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点以上）であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

5) 平成22年度から平成23年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績が60点以上であること。ただし、関東地方整備局発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

## (2) 予定技術者

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は平成25年4月18日（木）を予定する。

### ●予定管理技術者

予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

#### 1) 下記のいずれかの資格を有する者

ア) 技術士（総合技術監理部門：「建設一道路」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ) 技術士（建設部門「道路科目」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

- ウ) R C C M (「道路部門」) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- エ) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)[分野:「設計」または「交通」]の登録を行っている者。
- 2) 下記のいずれかの実績を有する者。
- ア) 平成14年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。
- ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務及び技術者評点が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満)の業務については、実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成14年9月5日付け国官技第142号)、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成23年3月28日付け国官技第360号)に基づく業務実績以外の業務は、この限りではない。
- ・ 同種業務: 同一業務内で道路予備設計および海岸護岸、波浪検討を行った業務
  - ・ 類似業務: 同一業務内で道路予備設計および海岸護岸検討を行った業務
- イ) 平成14年度以降公示日までに完了した業務において同種又は類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者(※)。
- (※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。
- ・ 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
  - ・ 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
  - ・ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
- 3) 平成25年3月28日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定も含む)を受けているが未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を

兼務する場合は、手持ち業務量（本業務、特定後未契約のもの及び落札決定通知（予定も含む）を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務。

なお、履行期限が平成25年3月31日以前となっているものは手持ち業務に含まない。

なお、平成25年3月28日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で4億円、件数で10件（平成25年3月28日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のア）からエ）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

ア） 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ） 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ） 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者

エ） 手持ち業務量が当該業務の業務説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

4) 平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係除く）の平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。

ただし、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

#### ● 予定照査技術者

予定照査技術者については下記の1)、3)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 下記のいずれかの資格を有する者

ア) 技術士（総合技術監理部門：「建設一道路」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

イ) 技術士（建設部門「道路科目」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ウ) RCCM（「道路部門」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

エ) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）[分野：「設計」または「交通」]の登録を行っている者。

2) 下記の実績を有する者。

ア) 平成14年度以降公示日までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行い技術者評点が65点未満の業務、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の業務については、実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- ・ 同種業務：同一業務内で道路予備設計および海岸護岸、波浪検討を行った業務
- ・ 類似業務：同一業務内で道路予備設計および海岸護岸検討を行った業務

3) 平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係除く）の平均技術者評点が60点以上であること。なお、職務上従事した立場は、管理技術者、主任技術者又は担当技術者とする。

ただし、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合は、この限りではない。

### 3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、設計共同体の場合、参加表明者（企業）の経験及び能力については構成員を含む全ての者について評価し、その平均点を評価点とするが、事故及び不誠実な行為については構成員を含む全ての者のうち最も減点が大きくなる者の評価点をその設計共同体の評価点とする。



評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	資格要件	判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	技術部門登録	<p>(様式-6)</p> <p>①当該業務に関する部門（道路部門）の建設コンサルタント登録がある機関、地質調査業者登録がある機関、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。</p> <p>②上記以外</p>	<p>① 5</p> <p>② 0</p>
	業務実績	<p>(様式-5)</p> <p>平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある</p> <p>② 類似業務の実績がある</p> <p>③ 上記以外</p> <p>設計共同体については、<u>実績がない者が含まれる場合は選定しない。</u></p> <p>記載する業務は1件（設計共同体の場合はそれぞれの者について1件）とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 選定しない</p>
		<p>参加表明者の実績として挙げた同種又は類似業務において再委託による業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務及び業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は選定しない。</p> <p><u>設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は選定しない。</u></p>	—
	行為	<p>関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。</p> <p>①文書注意又は修補請求</p> <p>②口頭注意</p> <p>評価基準日は「参加表明書の提出期限日」とする。</p> <p>設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価点をその設計共同体の評価点とする。</p>	<p>① -5</p> <p>② -3</p>
専門技術力	業務成績	<p>平成22年度から23年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績を下記の順位で評価する。</p> <p>①78点以上</p> <p>②76点以上78点未満</p> <p>③74点以上76点未満</p> <p>④72点以上74点未満</p> <p>⑤70点以上72点未満</p> <p>⑥60点以上70点未満</p> <p>⑦60点未満</p> <p>なお、関東地方整備局発注業務（100万円を超える業務）の実績がない場合は、加点しない。</p>	<p>① 30</p> <p>② 24</p> <p>③ 18</p> <p>④ 12</p> <p>⑤ 6</p> <p>⑥ 0</p> <p>⑦ 選定しない</p>
	優良表彰	<p>(様式-8)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成22年度から23年度までに完了した業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。</p> <p>② 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰（事務所長）を受けた経験がある者。</p> <p>③ 関東地方整備局以外の発注業務で、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。</p> <p>ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 3</p>

予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>(様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。</p> <p>①・技術士：総合技術監理部門「建設一道路」 ・技術士：建設部門「道路科目」</p> <p>②・RCCM（「道路部門」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）[分野：「設計」または「交通」]の登録を行っている者。</p> <p>③上記以外</p> <p>なお、当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③選定しない</p>
	業務経験	業務実績	<p>(様式-2) (様式-3) 平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。</p> <p>①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※)</p> <p>②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※)</p> <p>③上記以外</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等（土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務）以外の業務は除く。</p> <p>なお、実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が60点未満（関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満）の場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③選定しない</p>
	専門技術力	業務成績	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。</p> <p>① 78点以上</p> <p>② 76点以上78点未満</p> <p>③ 74点以上76点未満</p> <p>④ 72点以上74点未満</p> <p>⑤ 70点以上72点未満</p> <p>⑥ 60点以上70点未満</p> <p>⑦ 60点未満</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）の実績がない場合、加点しない。</p> <p>平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。（照査技術者として従事した業務を除く）</p>	<p>① 30</p> <p>② 24</p> <p>③ 18</p> <p>④ 12</p> <p>⑤ 6</p> <p>⑥ 0</p> <p>⑦選定しない</p>
			<p>平成23年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。</p>	- 5

	優良表彰	<p>(様式-2)(様式-3)</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)で、平成20年度から23年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。</p> <p>② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。</p> <p>ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p>
	専任性	<p>(様式-2)</p> <p>手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定も含む)を受けているが未契約のものを含む)が4億円以上または件数が10件以上である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務、特定後未契約のもの及び落札決定通知(予定も含む)を受けているが未契約のものを含む)が4億円以上または件数が10件以上である者は選定しない。</p> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。</p>	<p>数値化しない</p>
予定照査技術者の経験及び能力	資格要件	<p>(様式-9)</p> <p>下記のいずれかの技術者資格を有すること</p> <p>①・技術士：総合技術監理部門「建設一道路」</p> <p>・技術士：建設部門「道路科目」</p> <p>②・RCCM(「道路部門」)</p> <p>・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)[分野：「設計」または「交通」]の登録を行っている者。</p> <p>上記以外の場合は選定しない。</p> <p>なお、当該資格を保有していることを証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。</p>	<p>数値化しない</p>
	業務経験	<p>(様式-9)(様式-10)</p> <p>平成14年度以降公示日までに完了した下記のいずれかの業務実績を有すること</p> <p>①同種業務の実績を有する者。</p> <p>②類似業務の実績を有する者。</p> <p>ただし、再委託による業務、照査技術者として従事した業務、国土交通省発注業務のうち建設コンサルタント業務等(土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務)以外の業務は除く。</p> <p>上記以外の場合、及び実績として挙げた同種又は類似業務の技術者評点が60点未満(関東地方整備局発注業務で平成20年6月16日以降に公示し低入札価格調査を経て契約した業務で技術者評点が65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務の技術者評点が65点未満)の場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件とする。</p>	<p>数値化しない</p>
	専門技術力	<p>平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務(建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く)の平均技術者評点が60点未満である場合は選定しない。</p> <p>ただし、照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>なお、平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務を評価の対象とする。</p> <p>平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。(照査技術者として従事した業務を除く)</p>	<p>数値化しない</p>
制業務実施体	業務の妥当性	<p>(様式-4)(様式-7)</p> <p>業務の分担について記載する。</p> <p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。</p> <p>②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p>	<p>数値化しない</p>

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験

をいう。

- 1) 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- 2) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- 3) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

#### 4. 参加表明書の留意事項

##### (1) 作成方法

電子入札システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 1) 配布された様式(様式-1~様式-10)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2000 形式以下、Microsoft Excel2000 形式以下、Just System 一太郎 Ver. 10 形式以下及び Adobe Reader PDF ファイル形式に限る。
- 2) 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。(2つ以上のファイルは認めない。)申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式(電子入札システムとの分割は認めない)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電送又は電子メールにより提出するものとする(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること)。また、電子入札システムにより次の内容を記載した書面(様式-14)のみを送信すること。
  - ア) 郵送する旨の表示
  - イ) 郵送する書類の目録
  - ウ) 郵送する書類のページ数
  - エ) 発送年月日
- 3) 参加表明書表紙の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので、不要である。ただし、指定の容量を超えて郵送による場合は押印すること。
- 4) 印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、提出された参加表明書の印刷は白黒で行う。

##### (2) 関連資料

- 1) 同種又は類似の業務の実績として記載した業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(テクリス)」に登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを提出すること。また、当該業務が、テクリスに登録されていて、登録されている内容で同種又は類似業務の実績として確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、同種又は類似の業務の実績として確認できない場合には、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しを提出すること。テクリス登録内容及び業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写しにより同種又は類似の業務

の実績として確認できない場合は、欠格とすることがあるので注意すること。

- 2) 優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績が記載されている表彰状等の写しを提出すること。なお、表彰状等の写しの提出がない場合は、加点しない。
- 3) 配置予定技術者の平成20年度以降公示日までに完了した業務のうち、設計共同体での業務実績がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。(照査技術者として従事した業務を除く)
- 4) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- 1) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法については、公示文5.(3)による。

(4) 選定・非選定通知

- 1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として選定する。選定者数は、参加表明者が10者以上の場合は5~7者程度、参加表明者が10者未満の場合は3~5者程度選定する。ただし、同評価の提出者が5者又は7者を越えて存在する場合、及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものには、電子入札システムにより通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由(非選定理由)を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、両通知とも、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって分任支出負担行為担当官から通知する。
- 2) 上記1)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより分任支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)することにより、分任支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含む。)以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。
- 4) 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下の通りである。

受付場所：1.(8)1)に同じ

受付日時：電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者は、8時30分から17時15分まで。

5. 技術提案書を特定するための基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画その他」及び「特定テーマに関する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価する。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準	管理技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式-2) 技術者資格を下記の項目で評価する。 ①・技術士：総合技術監理部門「建設一道路」 ・技術士：建設部門「道路科目」 ②・RCCM（「道路部門」） ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）[分野：「設計」または「交通」]の登録を行っている者。	① 4. 7 ② 2. 4	① 2 ② 1
	業務経験	業務実績 (様式-2) (様式-3) 平成14年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ※照査技術者は除く。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する調査・計画業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者。(※) ※照査技術者は除く。	① 8. 6 ② 4. 3	① 4. 7 ② 2. 4
	専門技術力	業務成績 平成20年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 ① 78点以上 ② 76点以上78点未満 ③ 74点以上76点未満 ④ 72点以上74点未満 ⑤ 70点以上72点未満 ⑥ 60点以上70点未満 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、関東地方整備局発注業務（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については100万円を超える業務、それ以外については500万円を超える業務）がない場合、加算しない。 平成23年度以降公示日までに完了した業務について、担当した関東地方整備局発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の技術者評点到60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、管理・主任・担当技術者とする。	① 17 ② 13. 6 ③ 10. 2 ④ 6. 8 ⑤ 3. 4 ⑥ 0	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0
	優良表彰	(様式-2) (様式-3) 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）で、平成20年度から23年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 ① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局以外の発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者。 ただし、災害関連の表彰及び感謝状の類は除く。	① 3 ② 1. 8	—

実施方針・実施フロー・工程計画その他 (様式-12)	理解度	業務	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
		実施	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 工程計画は、1.(7) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。 予定履行期間内でない場合は加点しない。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
		なお、業務の目的の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。		
特定テーマに関する技術提案 (様式-13)	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	50
			必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。	
			業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	50	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
		業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 また、参考見積の対象外の技術提案については、加点しない。		
参考見積	参考見積りの妥当性	・提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する場合がある。	数値化しない	

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- 1) 国内におけるPM又はCMの管理技術者。但し、一般土木工事の設計又は施工管理を含むものに限る。
- 2) 建設コンサルタント登録規程(S52.4.15 付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」の技術管理者。
- 3) 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

## 6. 技術提案書の留意事項

### (1) 基本事項

#### 1) 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は3400万円程度（税込み）を想定している。

3) 実施方針・実施フロー・工程計画その他

本業務に関する実施方針・実施フロー・工程計画その他事項の記載にあたっては、A4判1枚以内で簡潔に記載すること。

工程計画は、1.(7) 履行期間にある予定履行期間内で記載すること。

4) 特定テーマ

説明書1. 業務の概要(2) 業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマ、A4判1枚に記載すること。

5) 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積を添付すること。なお様式については任意とする。

(2) 作成方法

1) 配布された様式(様式-11~様式-13)を基に作成を行うものとし、文字サイズ、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。なお、提出された技術提案書の印刷は白黒で行う。

(3) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

1) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法については、公示文5.(4)による。

(4) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

1) 資料名 : H23日立地区道路資料作成業務  
: その他資料

2) 閲覧場所 : 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所調査第二課

電話 : 029-240-4070 FAX : 029-240-4085

3) 閲覧期間 : 公示日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

(5) ヒアリング

以下のとおりヒアリングを行う。

1) 実施場所 : 関東地方整備局常陸河川国道事務所

2) 実施日 : 平成25年5月15日(水)

予備日 : 平成25年5月16日(木)

3) 開始時間 : 後日連絡する。

4) 出席者 : 配置予定管理技術者

5) その他

・ 上記2)に示す実施日に配置予定管理技術者の都合が合わない場合は、平成25



年4月19日までに発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。

- ・ ヒアリングでは5.(1)の評価項目について質疑応答を行う。
- ・ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(6) 特定・非特定通知

1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定したものには、電子入札システムにより通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって、分任支出負担行為担当官から通知する。

なお、評価の合計点が最上位である者が2者以上あるときは、該当者のうち下記の順で各項目の評価点が最も高い1者を特定する。

- ① 特定テーマに関する技術提案
- ② 実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- ③ 予定管理技術者の専門技術力(業務成績)

2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面(様式は自由)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)することにより、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。

- ・ 受付場所: 1.(8)1)の提出先と同じ。
- ・ 受付日時: 電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者は、8時30分から17時15分まで。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(休日を含む。)に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、1)の期間内に、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、2)に、3)の期間内に文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。

(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

1) 電子入札システムによる受付期間

ア) 参加表明書に係る質問

平成25年3月28日(木)から平成25年4月2日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

イ) 技術提案書に係る質問

平成25年3月28日（木）から平成25年5月2日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

2) 紙入札方式による受付場所：公示文5.(1)に同じ。

3) 紙入札方式による受付期間

ア) 参加表明書に係る質問

平成25年3月28日（木）から平成25年4月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

イ) 技術提案書に係る質問

平成25年3月28日（木）から平成25年5月2日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。

(2) 電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から1)に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、1)に示す日までに回答を行うものとする。

1) ア) 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

イ) 技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の3日前

## 8. 支払条件 前金払 有

## 9. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(3) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
  - ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
  - ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
  - ・白紙である場合
  - ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
  - ・発注者名に誤りがある場合
  - ・発注案件名に誤りがある場合
  - ・提出業者名に誤りがある場合
  - ・その他未提出又は不備がある場合
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (8) 特定されなかった技術提案書は、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (9) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (11) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (12) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (13) 電子入札システムにより申請書等の提出及び入札を行う者は、関東地方整備局「電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）」を確認のうえ入札に参加すること。

なお、電子入札運用基準は関東地方整備局のホームページで公開している。

ホームページアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu00000026.pdf>

電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプ

デスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

(14) 電子入札システムを利用する場合の事前準備及びシステム操作マニュアルは、電子入札施設管理センターホームページの「ご利用ガイド」を参考とすること。

(15) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

1) システム操作・接続確認等の問い合わせ先

- ・ 電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514
- ・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

2) ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

- ・ 取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、1.(8)1)へ連絡すること。

(16) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

選定（非選定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

特定（非特定）通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

辞退届受付票

保留通知書

日時変更通知書

取止め通知書

(17) 「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、

「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）

及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）に基づく業務成績以外は評価の対象としない。

（平成20年10月1日以降に契約を締結した業務及び平成20年12月1日以降に完了した業務については、100万円を超える業務を評価の対象とし、それ以外については500万円を超える業務を評価の対象とする。）

プロポーザル評価表(総合評価型・技術者評価型)

- 1. 件名 H25日立バイパス道路設計検討業務
- 2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
- 3. 技術提案書の特定通知日 平成25年5月30日

業者名	技術評価点の内訳						技術評価点 合計	備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	特定テーマ					
				全体	特定テーマ1	特定テーマ2			
評価のウェイト	20	30	50		100		200		
パシフィックコンサルタンツ(株)	20.0	24.6			94.2		138.8		特定
							0.0		
							0.0		
							0.0		
							0.0		

平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務（河川事業その1～3、道路事業その1～5）  
 【企画競争入札方式】 企画提案を特定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト				
	判断基準						
不動産鑑定士の経験及び能力	1 地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	① 当該年度を含み過去3年以上継続 ② 当該年度を含み過去3か年未満継続 ③ 過去3年以内に担当経験がある ※担当経験がない場合は加点しない	10			
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	① 当該年度を含み過去3か年間以上継続 ② 過去3か年以内に幹事経験がある ※分科会の幹事経験がない場合は加点しない				
	2 鑑定評価実績	(1) 評価対象地域内における公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数 (対象期間は、平成22年度以降公示日までとする。)	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	15		
			2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない			
			3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない			
		(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数 (対象期間は、平成22年度以降公示日までとする。)	1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない	9	25	
			2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない			
			3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	① 実績件数が10件以上 ② 実績件数が5件以上10件未満 ③ 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない			
			(3) 評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件数 (対象期間は、平成22年度以降公示日までとする。)	① 評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税（路線価調査）及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績を有すること ※実績がない場合は加点しない			① 1
			3 業務実施方針	(1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価) ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。			10
(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について (詳細かつ的確な手法等が提案されている場合に評価)	1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	10					
	2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	10					
	(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について	10					
	1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間（処理期間が短い場合に評価） ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。						
	(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価) ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	12					
	(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について (特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価) ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	10					
(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位（過去3年間）が高い場合に評価) ※業務実施方針について記載がない、評価基準に満たない場合は加点しない。	3						

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(河川事業その1)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
(株)ときわ総合事務所	◎	
(株)ひたち不動産鑑定	×	貴社については、評価の着目点のうち、「一般鑑定評価の実績件数」及び「業務実施方針」において、総合的に特定者が優位と判断したため、非特定としたものです。

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(河川事業その2・3)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
(株)ときわ総合事務所	◎	
(株)ひたち不動産鑑定	◎	



## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その1)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
関東不動産鑑定事務所	◎	

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その2)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定 ・ 非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
(株)ときわ総合事務所	◎	
(株)ひたち不動産鑑定	×	貴社については、評価の着目点のうち、「一般鑑定評価の実績件数」及び「業務実施方針」において、総合的に特定者が優位と判断したため、非特定としたものです。

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その3)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
(株)宮本不動産鑑定事務所	◎	
REA増田不動産鑑定事務所	×	貴社については、評価の着目点のうち、「地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験」及び「地価公示標準地又は地価調査基準地の幹事経験」等において、総合的に特定者が優位と判断したため、非特定としたものです。

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その4)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
筑波補償鑑定(株)	◎	
(株)ひたち不動産鑑定	×	貴社については、評価の着目点のうち、「地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験」及び「公共用地取得にかかる鑑定評価の実績件数」等において、総合的に特定者が優位と判断したため、非特定としたものです。
関東不動産鑑定事務所	×	貴社については、評価の着目点のうち、「地価公示標準地又は地価調査基準地の担当経験」及び「公共用地取得にかかる鑑定評価の実績件数」等において、総合的に特定者が優位と判断したため、非特定としたものです。

## 企画競争方式における特定結果書

1. 業 務 名 : 平成25年度 単価契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その5)
2. 所 属 事 務 所 : 常陸河川国道事務所
3. 調 達 方 式 : 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 : 平成25年 4月26日
5. 特 定・非 特 定 通 知 日 : 平成25年 5月30日

業 者 名	特定・非特定	非 特 定 理 由
(株)ひたち不動産鑑定	◎	

企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(河川事業その1)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	1	2
				株式会社 かわき総合事務所	A社
				配点	配点
地価公示標準地又は等価地		(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	4	6
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	0	4
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
		(2)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	0	0
		(3)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	3	3
		(2)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	3	2
		(3)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	3	3	0
		公的鑑定評価の実績	1	1	1
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>16</b>	<b>18</b>
業務実施方針		(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	6	6
		(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	6
		2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	5.33
		(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間 (処理期間が短い場合に評価)	10	10.00	8.67
		(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	9.33	8.00
		(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について (特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	4.67	4.67
		(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	2.00	0.00
<b>業務実施方針の評価</b>				<b>42.66</b>	<b>38.67</b>
<b>評価の合計結果</b>				<b>58.66</b>	<b>56.67</b>

企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(河川事業その2・3)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	1	2
				株式会社 藤ときわ総合事務所	株式会社 藤ひたち不動産鑑定
				配点	配点
地価公示標準地又は地価調査標準地の地積実績		(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	0	0
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	0	0
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	0	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	5	5	1
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	2	1
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	1	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	3	1	1
		公的鑑定評価の実績	1	1	1
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>11</b>	<b>5</b>
業務実施方針		(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	6	5.33
		(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	6
		2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	5.33
		(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間 (処理期間が短い場合に評価)	10	10.00	8.67
		(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	9.33	8.00
		(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について (特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	4.67	4.67
		(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	2.00	0.00
<b>業務実施方針の評価</b>				<b>42.66</b>	<b>38.00</b>
<b>評価の合計結果</b>				<b>53.66</b>	<b>43.00</b>

企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その1)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	1 関東不動産鑑定事務所 配点	
地価調査公示標準地に関する実績又は等は	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	2	
	(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	0	
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	5
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	5	5
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	2
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	3	2
	公的鑑定評価の実績	平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準地等の公的鑑定評価の実績件数	1	1
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>17</b>
業務実施方針	(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について(詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	5.33	
	(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価) 2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	
	(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間(処理期間が短い場合に評価)	10	2.67	
	(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について(鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	10	6	
	(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について(特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	12	4	
	(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて(不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	10	0	
		3	2	
<b>業務実施方針の評価</b>				<b>25.33</b>
<b>評価の合計結果</b>				<b>42.33</b>



企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その2)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	1	2
				株式会社 かわさき総合事務所	A社
				配点	配点
地価公示調査に關する標準地地積の地積評又は等価地		(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	0	0
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	0	0
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
一般鑑定評価の実績	一般鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	3	2
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	3	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	3	2	1
		公的鑑定評価の実績	1	1	1
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>12</b>	<b>7</b>
業務実施方針		(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	6	6
		(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	6
		2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	5.33
		(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間 (処理期間が短い場合に評価)	10	10.00	8.67
		(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	9.33	8.00
		(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について (特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	4.67	4.67
		(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	2.00	0.00
<b>業務実施方針の評価</b>				<b>42.66</b>	<b>38.67</b>
<b>評価の合計結果</b>				<b>54.66</b>	<b>45.67</b>

企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その3)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	1	2	
			株式会社不動産鑑定事務所 配点	A社 配点	
地価公示標準地又は等価地	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	6	4	
	(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	2	0	
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	1	1
		(2)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	1	0
		(3)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	5	1	0
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	2	0
		(2)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	3	0
		(3)平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他の地域の鑑定評価の実績件数	3	2	0
		公的鑑定評価の実績	1	1	0
<b>鑑定評価実績の評価</b>			<b>19</b>	<b>5</b>	
業務実施方針	(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について (詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	5.33	6	
	(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	10	10	
	2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について (詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	5.33	4.67	
	(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間 (処理期間が短い場合に評価)	10	10	10	
	(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について (鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	9.33	10.67	
	(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について (特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	7.33	7.33	
	(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて (不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	1	1.33	
<b>業務実施方針の評価</b>			<b>48.32</b>	<b>50.00</b>	
<b>評価の合計結果</b>			<b>67.32</b>	<b>55.00</b>	

企画競争評価表

1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その4)
2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
3. 調達方式 企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	1	2	3
				筑波補償鑑定(株)	A社	B社
				配点	配点	配点
地価調査公示標準地に関する実績		(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	2	0	0
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	0	0	0
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	3	1	3
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	0	0	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地、林業地及びその他地域の鑑定評価の実績件数	5	5	1	3
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	1	1	0
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	1	0	0
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地、林業地及びその他地域の鑑定評価の実績件数	3	1	1	0
	公的鑑定評価の実績	平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国債(路線価調査)及び固定資産税標準地等の公的鑑定評価の実績件数	1	1	1	1
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>14</b>	<b>5</b>	<b>7</b>
業務実施方針		(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について(詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	4	6	5.33
		(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	4	6	5.33
		2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	2.67	5.33	2.67
		(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間(処理期間が短い場合に評価)	10	10	8.67	6
		(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について(鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	4	8	4
		(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について(特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	4.67	4.67	0
業務実施方針の評価		(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて(不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	1.67	0	2
		<b>評価の合計結果</b>		<b>45.01</b>	<b>43.67</b>	<b>32.33</b>

企画競争評価表

- 1. 業務名 平成25年度 単備契約常陸河川国道事務所不動産鑑定評価業務(道路事業その5)
- 2. 所属事務所 常陸河川国道事務所
- 3. 調達方式 企画競争方式
- 4. 企画提案書の提出要請日 平成25年 4月26日
- 5. 特定・非特定通知日 平成25年 5月30日

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト	1		
			関ひたち不動産鑑定 配点		
地価調査基準に適合する地価の実績	(1) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の担当経験	6	2		
	(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査標準地の分科会の幹事経験	4	4		
鑑定実績	公共用地取得に係る鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	5	0	
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	5	0	
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他地域の鑑定評価の実績件数	5	1	
評価実績	一般鑑定評価の実績	(1) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における住宅地域の鑑定評価の実績件数	3	0	
		(2) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	3	0	
		(3) 平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における宅地見込地、農地、林地及びその他地域の鑑定評価の実績件数	3	1	
	公的鑑定評価の実績	平成22年度以降公示日までの評価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国(路線価調査)及び固定資産税標準地等の公的鑑定評価の実績件数	1	1	
<b>鑑定評価実績の評価</b>				<b>9</b>	
業務実施方針	(1) 評価対象地域内における地価動向、不動産市況等の地域動向について(詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価)	10	5.33		
	(2) 適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について 1) 取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正の考え方等について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価) 2) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について(詳細かつ的確な手法等がなされている場合に評価)	10	6		
	(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について 1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間(処理期間が短い場合に評価)	10	8.67		
	(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について(鑑定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価)	12	8		
	(5) 公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について(特有条件・留意点について、適切な認識・理解がなされている場合に評価)	10	4.67		
	(6) 鑑定評価能力向上のための取り組みについて(不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、受講単位(過去3年間)が高い場合に評価)	3	0		
<b>業務実施方針の評価</b>				<b>38.00</b>	
<b>評価の合計結果</b>				<b>47.00</b>	